

令和8年4月1日

入札公告

制限付一般競争入札の実施について

(公社) 姫路観光コンベンションビューロー
理事長 齋木 俊治郎

下記のとおり入札を実施いたします。参加を希望する場合は、「一般競争入札参加申請書」に係書類を添付のうえご提出ください。

記

1. 業務名

令和8年度「姫路観光ガイドブック」改訂及び印刷業務

2. 納入場所

姫路観光コンベンションビューロー事務所、姫路市観光案内所等、当方が指定する場所

3. 納入期限

1回目納期：令和8年8月7日（金）

4. 業務内容

別紙仕様書のとおり

5. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加申請日（以下「申請日」という。）現在において、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 姫路市に業者登録しており姫路市の入札参加資格を有している者、若しくは公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）の会員である者
- (2) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (3) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (4) 法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (5) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

6. 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 4 月 9 日（木）まで
（土曜日、日曜日を除く。）

(2) 申請時間

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、4 月 9 日（木）のみ正午まで）

(3) 提出先

ビューロー（兵庫県姫路市本町 68 番地）

(4) 提出方法

持参または郵送により提出

ただし郵送については、郵便記録が確認できるもの（書留郵便等配達記録の確認でき

るもの)とし、かつ申請期間に必着のこと。申請期間内に到着しない場合は無効とする。

(5) 提出書類等

ア 一般競争入札参加申請書 (様式第 1 号)

イ 誓約書 (様式第 3 号)

ウ 関連企業申告書 (様式第 4 号)

エ 履歴事項全部証明書

オ 市税の納税証明書 (一般競争入札参加用、公告日以後に発行されたもの、市税の納税義務がある場合に限る。)

カ 所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書 (税務署様式その 3 の 2) 又は法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書 (税務署様式その 3 の 3) (公告日以後に発行されたもの)

※ 申請書等には申請日現在における申請者の現況 (住所・商号又は名称・代表者等) を記載すること。

※ 申請書等の記載事項 (現況) が姫路市業者登録と異なる場合、又は申請日から入札日までの間に住所・商号又は名称・代表者等が変更した場合は、その旨を直ちに姫路市契約課に連絡した上で、姫路市業者登録変更届の写し及び使用印鑑届兼委任状の写しを入札開始時刻までに提出すること。

(6) 入札参加資格の有無

ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和 8 年 4 月 10 日 (金) 17 時までに電子メールにて連絡し、後日その理由書を送付する。

イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和 8 年 4 月 10 日 (金) 17 時までに「一般競争入札参加資格者証」(以下「参加資格者証」という。)を電子メールで送付する。

ウ 入札参加資格が「無し」と確認された者は、ビューローに対し、説明を求めることができる。その場合は、令和 8 年 4 月 13 日 (月) 正午までに、入札参加資格が「無し」と確認されたことに対する理由を請求する旨を、書面 (様式は任意) 又は電子メール (送信先: hime-kanko@himeji-kanko.jp) によりビューローに提出すること。期日までに当該請求があった場合は、ビューローはこれに対し、速やかに回答する。

(7) 提出された書類等は返却しない。

7. 質疑及び回答

入札に関して質疑がある場合は、指定の質疑書 (様式第 6 号) に質疑内容を記入のうえ、下記の「(2) 質疑提出先 (送信先アドレス)」宛てに電子メールで送信すること。なお、質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

ア 質疑提出期間

令和 8 年 4 月 1 日 (水) から令和 8 年 4 月 9 日 (木) 正午まで

イ 質疑提出先 (送信先アドレス)

hime-kanko@himeji-kanko.jp

ウ 質疑回答日

令和 8 年 4 月 10 日 (金) までに質疑者に対し、ビューロー公式ホームページで回答する。

なお、質疑及び回答の全部を、参加資格者証の交付を受けた者全員に対し、送付するものと

する。

8. 入札及び開札の日時

- (1) 日時 令和8年4月16日(木) 午後1時
- (2) 場所 ビューロー 姫路城総合管理室会議室
- (3) 方法 上記(1)の日時に持参とし、開札に立ち会うこと。

9. 入札時の持参物

- (1) 入札書
- (2) 委任状(代用者が委任する場合に限る)
- (3) 印鑑(入札に来所される方の個人印)

※入札書及び委任状を同封し封滅のうえ持参すること。

※入札書及び委任状はビューローホームページからダウンロードし、指定の様式を使用すること。

10. 入札金額の記載方法及び必要事項

- (1) 通貨の単位は円とし、千円単位とすること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜き金額)を入札書に記載すること。
- (3) 代理人又は副代理人により入札する場合は、入札前に委任状(本人の記名、押印と共に代理人又は副代理人が記名、押印したもの)を提出し、入札書へ本人の記名と共に代理人又は復代理人が記名、押印すること。
- (4) 指定様式の入札書を提出すること。一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

11. 契約保証金

契約金額の10分の1以上の額(現金又は市が定めた有価証券)を納付すること。ただし、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー経理規則第48条のいずれかに該当するときは、これを免除する。

12. 最低制限価格の設定

無し

13. 支払条件

- (1) 前金払: 無し
- (2) 部分払: 無し
- (3) 概算払: 無し

14. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 全て予定価格以内の入札をした者がいないときは、その場において直ちに再度の入札を行う。再度の入札は2回までとする。また、参加資格者証の交付を受けた者が1人である場合、又は再度の入札者が1人となった場合においても同様とする。
- (4) 再度入札には、参加資格者証の交付を受けた者のうち、前の入札において入札に参加しなかった者、無効とされた者は参加できない。

15. 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- (1) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 以下のいずれかに該当する入札書による入札
 - ・ 記名押印のない入札書
 - ・ 入札金額を訂正した入札書
 - ・ 入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
 - ・ 要領を知得することができない入札書
 - ・ 鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
 - ・ 代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

16. 契約条件等

- (1) 落札者は、落札決定後速やかに契約締結すること。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。
- (4) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が5.に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が15.に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。

17. その他

- (1) 入札を執行することができないと認められるとき又は本市の都合により、入札を中止、若しくは延期する場合がある。
- (2) 提出された入札参加資格確認資料は返却しない。

18. 問い合わせ先

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

電話番号：079-280-8883

FAX 番号：079-222-2410

Mail：hime-kanko@himeji-kanko.jp